

令和6年度 札幌芸術賞 候補者 推薦要領
札幌文化奨励賞

1 候補者について

札幌芸術賞及び札幌文化奨励賞の候補となるのは、次の方です。

※札幌芸術賞及び札幌文化奨励賞規則第2条

(1) 札幌芸術賞

令和6年7月31日において本市に10年以上主たる活動の場を有する個人又は団体で、本市における芸術文化の進展に関し特に業績顕著なものとして、第三者から推薦されたもの

(2) 札幌文化奨励賞

令和6年7月31日において本市に5年以上主たる活動の場を有する個人又は団体で、本市における芸術文化の進展に関し特に奨励するに値する芸術文化活動を行い、又は市民文化の向上に貢献しているものとして、第三者から推薦されたもの

※自薦することはできません。

※過去に推薦書を提出したが受賞しなかった個人又は団体も、再度推薦が可能です。

(令和4・5年度に既に推薦書を提出済みの場合は下記4をご参照ください。)

2 推薦書の記載方法

(1) 推薦書は、1通提出してください。

(2) 推薦する賞の区分は、「札幌芸術賞」又は「札幌文化奨励賞」のいずれか該当する方にチェック「レ」を付けてください。

(3) 個人用推薦書(様式1)の「経歴・賞罰」欄には、主たる経歴等を記入し、推薦の理由となる経歴は「主要な業績」欄に詳細に記入してください。

(4) 団体用推薦書(様式2)の「組織及び沿革の概要」欄には、団体の概要を記入し、寄附行為、定款、規則、会則、会員名簿その他関係資料を必ず添付してください。

また、大きな写真は、推薦書に貼らずに別に同封していただいても構いません。

(5) 推薦書の記入欄が不足するときは、A4判縦の用紙に記入して添付してください。

(6) 推薦書の記入は、黒インクのペン又はボールペンにより楷書でお願いします(ワープロ、パソコン等で作成しても構いません)。

※推薦書様式は、募集期間開始後、札幌市ホームページからダウンロードできます。

ホームページアドレス

<http://www.city.sapporo.jp/shimin/bunka/geijutsu/suisen.html>

(裏面に続きます)

3 参考資料の提出について（5点以内）

- (1) 推薦書の提出に当たり、候補者の業績に関する各種の資料を添付される場合は、受賞者の選考に当たり開催する選考委員会の委員が客観的に評価できるものを厳選し、5点以内で提出してください。
- (2) 書籍、冊子などは、選考委員全員に配布することができませんので、書籍等自体の添付は認めません。内容を厳選し、コピーをとるなどして添付してください。
なお、ビデオやDVDは複写することができませんので、受付いたしません。
- (3) 書籍や新聞記事などをコピーしたものは、A4版5枚1組で1点と数えます。
- (4) 添付された資料は、後日、推薦者あてに返却することができますので、返却を希望される場合は、その旨提出の際にお知らせください。

4 推薦書等の有効期間について

- (1) 一度提出された推薦書及び参考資料について、提出のあった年を含めた有効期間を3年度とし、再度の推薦書等の提出がなかった場合においても、翌年、翌々年まで候補者として取り扱うこととしております。
例) 令和4年度に新規に提出した推薦書等の有効期間：令和4年度～令和6年度
令和5年度に新規に提出した推薦書等の有効期間：令和5年度～令和7年度
※推薦書及び資料の差し替え等を行った場合も、当初推薦書の提出があった年度を起算とします。
※札幌芸術賞又は札幌文化奨励賞の受賞者又は推薦者からの取下げにより、推薦は効力を失います。
- (2) 有効期間内において、候補者の経歴や業績等に変更があった場合や、参考資料の変更を希望する場合、既に提出済みの推薦書及び参考資料との差し替えが可能です。
有効期間内の募集開始時、推薦の継続又は取下げの意向確認と合わせて、資料の変更のご希望等について当課から推薦者に対し確認を行わせていただきます。

5 推薦書の提出方法

受付期間：令和6年6月28日（金）から同年8月13日（火）まで【必着】

下記6の提出先まで郵送又は持参してください。

6 書類の提出先・問合せ先

札幌市市民文化局文化部文化振興課（芸術賞・文化奨励賞担当）

住 所：〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌時計台ビル10階

電 話：011-211-2261 F A X：011-218-5157